

佐野短期大学シラバス2014

科目名 Course Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
民法 II civil law II		1年	後期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態	授業の性格		履修上の制限
2単位	講義	選択	特になし	
当該科目の理解を促すために受講しておくことが望まれる科目				
法学・民法 I				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
権利意識、規範意識を育てるに有効な法律に関する科目				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー	電話番号・メールアドレス	
高須則行	非常勤講師室	出講日	授業中に指示します	
授業の概要				
私たちは家族と共に生活しています。その家族に対して法はどのように規定しているのでしょうか。さらには、私たちは結婚しますが、そのための条件はどのようなものがあるのでしょうか。さらには、不幸なことです、お父さんが亡くなった場合には、お父さんが持っていた財産（土地や貯金）は残された家族にどのように受け継がれていくのでしょうか、これらを規定する家族法と相続法の規定内容を概説します。				
授業の目標				
①親族関係（血族・姻族）、②戸籍制度（筆頭者・本籍）、③婚姻の要件（婚姻届・婚姻年齢等）、④親権と扶養、⑤相続制度（法定相続人・法定相続分・欠格・放棄・遺言・遺留分）等を説明できるようにする。				
授業の方法				
講義形式で行いますが、その都度、受講生の皆さんに質問し答えてもらうことで、自らの考えを述べることができる。				
学習の成果（学習成果）				
家族関係に関する法的知識等を身につけ、それらの法的問題が生じた場合に実践的な解決策を提示できる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	民法Ⅱへのいざない			
第2回目	権利の主体（1）：胎児は父親の遺産を相続することができるのでしょうか？			
第3回目	権利の主体（2）：認知症の老人が自宅のリフォーム契約をした場合、法的にはどのようになるのでしょうか？			
第4回目	婚姻の要件：結婚をする場合に必要とされる要件とは何でしょうか？			
第5回目	戸籍簿の見方とその仕組み（1）：戸籍筆頭者・世帯主・戸籍の附表			
第6回目	戸籍簿の見方とその仕組み（2）：離婚後も婚姻中の氏を名乗りたいのですが、それは可能なのでしょうか？			

第7回目	親権をめぐる諸問題		
第8回目	扶養をめぐる諸問題（*中間試験）		
第9回目	相続人・相続分・遺産分割		
第10回目	欠陥・排除・代襲相続		
第11回目	遺言とはどういうものか？		
第12回目	特別受益者の相続分		
第13回目	遺留分減殺請求権とはどのような権利なのか？		
第14回目	相続人の不存在と特別縁故者（*期末試験）		
第15回目	民法Ⅱ（家族法・相続法）の概要とその社会的重要性		
成績評価の方法と基準			
	評価の領域	割合	評価の基準
	授業参加態度		
	レポート		
	調査報告書		
	小テスト	40%	S: 基本的用語・重要事項の理解度90%以上であること
	試験	60%	S: 全体的・体系的知識の理解度90%以上であること
	発表内容（態度含む）		
	その他		
教科書と参考図書			
茂野隆晴編著・高須則行他著『プライマリー法学』（芦書房・2008）			
履修上の留意点・ルール			
教科書を持って来て、授業に参加することは当然ですが、念のためにここに記載しておきます。テキスト・資料(配布プリント)・六法は必ず持ってくる、板書の内容は整理してノートに取る			